

桜井市心身障害者用日常生活用具

☆：介護保険制度対象用具

用具	対象者		年齢制限	限度額(円)	基準年数	備考	
	障害名	等級					
☆特殊寝台	下肢、体幹 または移動	2級以上	18歳以上	154,000	8年		
☆特殊マット	下肢、体幹 または移動	1級	18歳以上	19,600	5年		
	下肢、体幹 または移動	2級以上	3歳以上 18歳未満				
	療育手帳	A2以上	3歳以上				
☆特殊尿器	下肢、体幹 または移動	1級	学齢児以上	67,000	5年		
入浴担架	下肢、体幹 または移動	2級以上	3歳以上	82,400	5年		
☆体位変換器	下肢、体幹 または移動	2級以上	学齢児以上	15,000	5年		
☆移動用リフト	下肢、体幹 または移動	2級以上	3歳以上	159,000	4年		
訓練いす	下肢、体幹 または移動	2級以上	3歳以上 18歳未満	33,100	5年		
訓練用ベッド	下肢、体幹 または移動	2級以上	学齢児以上 18歳未満	159,200	8年		
☆入浴補助用具	下肢、体幹 または移動	全	3歳以上	90,000	8年		
☆便器	下肢、体幹 または移動	2級以上	学齢児以上	便器	4,450	8年	(手すりの取付け可能) 児童は手すりつきのみ
				手すり付	9,850		
頭部保護帽	平衡、下肢、 体幹または移動	全	全年齢	スポンジおよび 革製品	15,200	3年	頻繁に転倒する方
	療育手帳	A2以上		スポンジ、革および プラスチック製品	36,750		
頭部保護帽 (既製品)	平衡、下肢、 体幹または移動	全	全年齢	スポンジおよび 革製品	12,160	3年	頻繁に転倒する方
	療育手帳	A2以上		スポンジ、革および プラスチック製品	29,400		
歩行補助杖 (一本杖)	平衡、下肢、 体幹または移動	全	3歳以上	木材	2,200	3年	
				軽金属	3,000		
☆移動・移乗 支援用具	平衡、下肢、 体幹または移動	全	3歳以上	60,000	8年		
特殊便器	上肢 療育手帳	2級以上 A2以上	学齢児以上	151,200	8年		
火災警報器	各身体障害 療育手帳	2級以上 A2以上	全年齢	15,500	8年	火災発生の感知、避難が著しく 困難な障害者だけの世帯および これに準ずる世帯	
自動消火器	各身体障害 療育手帳	2級以上 A2以上	全年齢	28,700	8年	火災発生の感知、避難が著しく 困難な障害者だけの世帯および これに準ずる世帯	
電磁調理器	視覚 療育手帳	2級以上 A2以上	18歳以上	41,000	6年	視覚障害者だけの世帯または これに準ずる世帯	

用具	対象者		年齢制限	限度額(円)	基準年数	備考
	障害名	等級				
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚	2級以上	学齢児以上	7,000	10年	
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚	2級	18歳以上	87,400	10年	聴覚障害者だけの世帯または これに準ずる世帯
透析液加温器	腎臓	3級以上	3歳以上	51,500	5年	18歳以上については 自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD) による透析療法を行っている方
ネブライザー	呼吸器 各身体障害※ (備考参照)	3級以上 全	学齢児以上	36,000	5年	※呼吸器機能障害3級以上と 同程度の障害をもつ方
電気式 たん吸引器	呼吸器 各身体障害※ (備考参照)	3級以上 全	学齢児以上	56,400	5年	※呼吸器機能障害3級以上と 同程度の障害をもつ方
酸素ボンベ 運搬車	各身体障害	全	18歳以上	17,000	10年	医療保険の在宅酸素療法を 行っている方
盲人用体温計 (音声式)	視覚	2級以上	学齢児以上	9,000	5年	視覚障害者だけの世帯または これに準ずる世帯
盲人用体重計	視覚	2級以上	18歳以上	18,000	5年	視覚障害者だけの世帯または これに準ずる世帯
携帯用会話 補助装置	音声または言語 上肢、下肢、 体幹または移動 (備考参照)	全	学齢児以上	98,800	5年	発声・発語に著しい障害をもつ方
情報・通信 支援用具	視覚または上肢 上肢と言語の 重複障害 (備考参照)	2級以上	学齢児以上	100,000	5年	文字を書くのが困難な方
点字 ディスプレイ	視覚かつ聴覚	各2級以上	18歳以上	383,500	6年	
点字器	視覚	全	学齢児以上	標準用 10,400 携帯用 7,200	7年	
点字タイプライター	視覚	2級以上	全年齢	63,100	5年	本人が就労もしくは就学しているか 就労が見込まれる方
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	視覚	2級以上	学齢児以上	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	6年	
活字文書 読上げ装置	視覚	2級以上	学齢児以上	99,800	6年	
拡大読書器	視覚	全	学齢児以上	198,000	8年	
盲人用時計	視覚	2級以上	18歳以上	触読式 10,300 音声式 13,300	5年	
聴覚障害者用 通信装置	聴覚 発声・発語に 関する障害	全 重度	学齢児以上	71,000	5年	
人工喉頭	言語	全	全年齢	笛式 5,000 (気管カニューレ付は8,100) 電動式 70,100	4年	

用具	対象者		年齢制限	限度額(円)	基準 年数	備考	
	障害名	等級					
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚	全	全年齢	88,900	6年	本装置によりテレビの視聴が 可能になる方	
点字図書	視覚	全	全年齢	厚生労働大臣が定めた額	—		
ストマ 装具	蓄尿袋	ぼうこう 各身体障害※ (備考参照)	4級以上 全	全年齢	11,300 (月額)	—	※ぼうこう機能障害4級以上と 同程度の障害をもつ方
	蓄便袋	直腸 各身体障害※ (備考参照)	4級以上 全	全年齢	8,600 (月額)	—	※直腸機能障害4級以上と 同程度の障害をもつ方
	紙おむつ	各身体障害	備 該考 当の すど るれ 方か に	3歳以上	12,000 (月額)	—	・ストマ周辺の皮膚の著しいびらん もしくはストマの変形のため ストマ装具を装着できない方 ・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に よる神経障害をもつ方 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害 により排尿や排便の意思表示が 困難な方
収尿器	備考参照	全	全年齢	男性用 7,700 女性用 8,500	1年	脊髄損傷、外傷性泌尿器障害、 尿路系疾患等による障害のため、 尿失禁を伴う方または尿路変更 を行った身体障害者	

※のものは添付書類として医師意見書が必要となります